

奈良市と株式会社エアロネクストとの包括連携に関する協定書

奈良市(以下「甲」という。)、株式会社エアロネクスト(以下「乙」という。)は、以下のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携することにより、ドローンをはじめとする次世代高度技術を活用した活動を推進し、地域課題の解決と地域発展に資する施策の推進を目的とする。

(本協定の実施内容)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項についてドローンをはじめとする次世代高度技術を活用しながら取り組むものとする。

- (1)観光・産業・経済の振興に関すること
- (2)地域交通や物流が抱える課題の解決に関すること
- (3)防災の充実、脱炭素化に向けた貢献に関すること
- (4)その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項に定める事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組の内容及びその実施方法については、それぞれ合意の上書面にて決定するものとし、当該合意の規定と本協定の規定が矛盾抵触する際は、当該合意の規定が優先するものとする。

(協定内容の変更及び解約)

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更又は解約を申し出たときは、甲乙協議の上、協定内容の変更又は解約を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携にあたり、本協定の存在内容並びに知り得た営業上、技術上、経営上の一切の秘密情報(個人情報を含む)を、本協定に基づく連携事項のためにのみ使用し、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令、裁判所若しくは行政機関の命令により開示を要求された場合は、この限りではない。

2 第1項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する3カ月前までに、甲又は乙のいずれかが書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

(疑義等の解決)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、解決を図るものとする。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲及び乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号に定める「暴力団」、同項第6号に定める「暴力団員」、その他「暴力団」又は「暴力団員」に準じる反社会的勢力又は人物と一切の関係を持たないことを確約する。

2 甲及び乙は、相手方が前項に定める義務に反すると合理的に認められる場合は、当該相手方に対して事前に何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自1通を保有する。

令和5年2月22日

甲 奈良県奈良市二条大路南1丁目1番1号

奈良市

奈良市長

乙 東京都渋谷区恵比寿西2目3番5号

株式会社エアロネクスト

代表取締役